

平川市プレミアム付飲食・交通券事業 特定事業者募集要項

1 趣旨

この要項は、新型コロナウイルス感染症の全国的な広がりにより影響を受けた市内飲食店等を支援するために行う「平川市プレミアム付飲食・交通券（以下「飲食・交通券」という。）」の特定事業者（飲食・交通券の使用可能店舗）を募集するため、必要な事項を定める。

2 飲食・交通券の概要

(1) 飲食・交通券の種類

令和2年4月1日現在で15歳以上の平川市民及び市民以外で市内事業所に勤務する方を対象に、額面500円の飲食・交通券を8枚綴（1冊）とし、販売価格は1冊3,000円とする。

(2) 使用可能期間

令和2年8月1日（土）から令和3年1月30日（土）

(3) 発行枚数

20,000冊

(4) 飲食・交通券の使用対象

- ①飲食料金及びそれに付随するサービス料金（持ち帰り・配達飲食サービス業を除く）
- ②タクシー及び運転代行による役務の提供の対価等

(5) 購入方法

ア 市民は、(8) 販売場所において購入引換券を掲示することにより購入する。

イ 市民以外で市内事業所に勤務する方は、購入申請書（在勤者用）を提出し、社員証等市内事業所に勤務していることを示すものを提示することにより、購入する。

(6) 購入可能冊数

1人当たり5冊まで

(7) 販売期間

令和2年8月1日（土）から令和2年10月30日（金）

※8月1日（土）・2日（日）のみ土日も販売する。時間は9時から16時まで。

(8) 販売場所

①令和2年8月1日（土）から7日（金）は3地域（平川市商工会本所・平川市役所尾上庁舎・平川市商工会碓ヶ関支所）で販売。

②令和2年8月11日（火）以降は1地域（平川市商工会本所）で販売。

3 特定事業者の登録資格

- (1) 市内に店舗又は事業所を有する事業者。
- (2) 次に掲げる各要件を満たす又は誓約する者であること。

「飲食サービス業に関する要件」

- ア 日本標準産業分類に定める産業のうち、「飲食サービス業」に該当する事業者（個人を含む）で、かつ、当該店舗において食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けていること。ただし、持ち帰り・配達飲食サービス業を除く。
- イ 中小小売商業振興法（昭和 48 年法律第 101 号）第 11 条第 1 項に規定する特定連鎖化事業に加盟していないこと。
- ウ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条（第 1 条、第 2 号及び第 3 号を除く）に規定する店舗等の営業及び性風俗関連特殊営業を行っていないこと。

「タクシー業」

- ア 日本標準産業分類に定める産業のうち、「一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー業）」に該当する事業者（個人を含む）で、かつ、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）に基づく、一般乗用旅客自動車運送事業許可（福祉輸送事業限定を除く）を受けていること。

「自動車運転代行業に関する要件」

- ア 日本標準産業分類に定める産業のうち、「自動車運転代行業」に該当する事業者（個人を含む）で、かつ、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 57 号）に基づく、自動車運転代行業認定を受けていること。

「共通事項」

- ア 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っていないこと。
- イ 「平川市暴力団排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等のいずれにも該当しないこと。
- ウ 国や各団体が定めるガイドライン等に基づき、新型コロナウイルス感染防止対策に努めること。
- エ 市が本事業に関して調査等を行うときは協力すること。
- オ 市のホームページ、その他広報媒体への事業所名等の掲載に同意すること。
- カ 本要綱の規定を順守すること。

4 特定事業者の募集期間

(1) 募集期間

令和 2 年 6 月 23 日（火）から令和 2 年 7 月 10 日（金）

(2) 申請方法

特定事業者の登録を希望する事業者は、登録申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、平川市商工会へ郵送又は直接提出するものとする。

《郵送による提出先》

平川市商工会

〒036-0104 平川市柏木町藤山27-2 TEL 44-3055

(3) 提出書類

①特定事業者登録申請書（様式第1号）

市または平川市商工会のホームページからダウンロードするか、平川市商工観光課または平川市商工会の窓口で入手可能。

②営業許可証等の写し

飲食サービス業にあつては、飲食店営業許可証または喫茶店営業許可証の写し。

タクシー業にあつては、一般乗用旅客自動車運送業許可証（福祉輸送事業限定を除く）の写し。

自動車運転代行業にあつては、自動車運転代行業認定証の写し。

(4) 特定事業者の登録料

登録料は無料とする。

5 特定事業者の責務

- (1) 特定事業者であることを明確にするため、ステッカー等を掲示すること。
- (2) 破損した飲食・交通券は、通し番号及びホログラムが確認できる場合に限り取り扱うものとする。
- (3) 飲食・交通券の受け取りを拒んではならないこと。
- (4) 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに、速やかに平川市商工会まで報告すること。
- (5) 飲食・交通券を受け取った時は、再流出を防止するため裏面に特定事業者名を捺印または記入することとし、既に特定事業者名の記載があるものは、受け取りを拒否すること。
- (6) 使用者から受け取った飲食・交通券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は特定事業者の責務とする。
- (7) 特定事業者及びその従業員が飲食・交通券を購入した時の直接換金は禁止する。
- (8) 特定事業者において本券を使用対象外とするものを独自に定める場合は、あらかじめ、利用者が認識できるよう明示すること。
- (9) 登録事項に変更が生じたときは、速やかに市に届けること。
- (10) 平川市商工会と適切な連携体制を構築すること。
- (11) 新型コロナウイルス感染防止対策として、平川市食品衛生協会が定める方針を遵守

すること。タクシー業、自動車運転代行業にあつては、各業界で定めるガイドラインを遵守すること。

6 特定事業者の登録取り消し等

市は、この要項に違反する行為が認められた場合には、換金の停止、特定事業者の登録取り消し等を行うことができるものとする。

7 使用済み飲食・交通券の換金期間

(1) 換金期間

令和2年8月1日（土曜日）から令和3年2月12日（金曜日）までとする。

なお、換金の請求期間を過ぎてからの請求は一切受け付けない。

(2) 申請方法

換金を希望する事業者は、使用済み飲食・交通券を平川市商工会へ直接提出するものとする。商工会は提出された使用済み飲食・交通券を基に小切手を発行する。